

令和元年度 第2回天竜区協議会

次第

日時：令和元年5月28日（火）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 協議事項

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について

【資料1】

イ 平成30年度地域力向上事業（助成事業）の事後評価について【資料2】

ウ 天竜区協議会委員の補充について【資料3】

(2) その他

地域課題について

5 その他

(1) 次回開催予定

日時 令和元年6月26日（水）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

【資料 1】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	□ 諮問事項 ■ 協議事項 □ 報告事項				
件 名	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の本格実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。 ・子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。 ・学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、目標やビジョンを共有することが重要。 ・「地域とともにある学校」への転換を図るコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるための制度であり、全国的に導入が進んでいる。 <p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校運営協議会について規定された。 ・本市においては、平成 28 年度から市立小中学校の中から数校をコミュニティ・スクール推進モデル校に選定し、制度の試行・検証を実施している。 ・平成 29 年度の法律改正により、学校運営協議会の設置が、教育委員会の努力義務となった。 ・令和元年度、本市では、24 校（小 14・中 10）をモデル校に選定し、制度の試行を継続している（別紙「リーフレット」参照）。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入に向けた教員の意識改革 ・学校の組織体制の整備 ・多くの地域住民に関わっていただくための仕組みの構築 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度でモデル校による試行は終了し、令和 2 年度からは、法律に基づくコミュニティ・スクールを準備の整った学校から順次導入する。 ・「浜松市学校運営協議会規則（仮称）」を制定し、コミュニティ・スクールの運用等の詳細について定める（別紙「規則案」参照）。 ・コミュニティ・スクールは、学校運営協議会委員への就任など、地域住民の皆様には学校運営へ参画していただくための制度であるので、区協議会委員の皆様には、制度や規則案の内容等についてご意見をいただきたい。 				
備 考 (答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など)	<p>令和元年 6 月：規則案を浜松市教育委員会へ上程 令和元年 7 月：規則の公布 令和 2 年 4 月：規則の施行、準備の整った学校から運用を開始</p>				
担当課	教育総務課	担当者	山下 博之	電話	457-2401

【資料 2】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項								
件 名	平成 30 年度天竜区地域力向上事業の事後評価について								
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>平成 30 年度の地域力向上事業第「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>提案件数</th> <th>実施件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成事業</td> <td>6 件</td> <td>6 件</td> <td>3,092 千円</td> </tr> </tbody> </table>		提案件数	実施件数	補助額	助成事業	6 件	6 件	3,092 千円
	提案件数	実施件数	補助額						
助成事業	6 件	6 件	3,092 千円						
対象の区協議会	天竜区協議会								
内 容	<p>前年度の地域力向上事業が全て完了した際は、地域力向上事業要綱第 10 条に基づき、天竜区行政推進会議と天竜区協議会で事後評価を行うこととされている。</p> <p>天竜区行政推進会議における評価が完了したため、天竜区協議会において評価を実施するもの。 (詳細は別紙のとおり。)</p>								
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公表する。								
担当課	天竜区振興課								

平成30年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (千円)	補助額 (千円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	
1	尺八演奏による高齢者 支援事業		尺八東海竹心 会 (長寿保険課)				1 内容 4月から10月頃まで尺八譜と歌詞掲示紙の製作を進めながら、音 楽療法による施設訪問を実施した。 2 会場 (1)愛の家グループホーム(山東) 計7回訪問 (2)みんなの家 野に咲くすみれ(春野町) 計5回訪問 (3)はるのケアセンター(入所者・通所者向け)(春野町) 計6回訪 問 (4)元気はつらつ教室2カ所(二俣町、横山町) 計2回訪問 3 参加者 延べ380名(訪問回数計:20回)
	150	75	A	B	B	A	高齢者の生きがいづくり、介護予防に寄与する事業として評価でき ます。参加者に好評であったこの事業が、後継者を育成しながら、 今後も継続されることを期待します。
2	Love Farmers Conference 2018		Love Farmers Conference実 行委員会 (春野協働C)				1 事業実施日 平成30年8月31日～9月2日 2泊3日の期間において濃密な講座・体験・交流を行うことにより他 地域との交流の場や春野の自然資源及び春野山の村のPRが出来 た。 2 内容 講座、交流、体験型の計29プログラム 延参加人数1,338人
	3,032	1,500	A	A	A	B	農的暮らしをテーマに様々なプログラムが企画され、来場者も多 く、地域の魅力を発信できた事業となったことは高く評価できます。 今後も、春野地域が一体となった事業が展開されることを期待しま す。
3	こどもひみつむら(やまの ようちえん、山の学校)		特定非営利活 動法人ほっと龍 山 (龍山協働C)				毎回定員以上に参加申し込みがあり、地域住民とのふれあいや、 龍山地域の自然や文化と触れ合うことができた。 1 やまのようちえん(4月～11月)日帰り 計7回 参加者数113人 2 山の学校(4月～11月)日帰り 計7回 参加者数107人 3 宿泊キャンプ(6月・10月)1泊2 計2回 参加者数40人
	832	410	A	A	B	A	定員を超える参加申し込み数からも、この事業に対する期待度や 満足度の高さがうかがえます。今後も、「NPO法人ほっと龍山」が主 体となり事業を継続され、多くの「交流」や「龍山ファン」が生まれ ることを期待します。

平成30年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (千円)	補助額 (千円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	
4	郷土料理加工伝承事業		ドラゴンママ (龍山協働C)				1 広い年齢層の参加者があり、世代を超えて郷土料理を伝えることができた。 2 地域内を移動したり、体験作業中に会話をしたりして、龍山地域の魅力を知ってもらうことができた。 3 地域の食材や特産物をPRすることができた。 (1) 4月22日 わらび狩りと草餅づくり……参加者7人 (2) 5月28日 そば打ち体験と柏餅づくり……参加者7人 (3) 8月19日 流しそうめんとくず餅づくり……参加者15人 (4) 2月17日 七草粥と味噌づくり……参加者10人 ※計画していた5回のうち1回は、台風により中止。
	171	68	A	A	B	B	郷土料理の継承を目的とするだけでなく、龍山地域の特産品や農産物を取り入れ、地域の食の魅力をPRできたことは評価できます。今回の事業をきっかけに、今後の龍山地域への来客数の増大に期待します。
5	浦川放課後子供教室		浦川子供教室 (佐久間協働C)				1 利用園児・児童数32名(開催日数83日) 2 学年に応じた行動をして過ごすことができた。 3 地域の伝承行事等を取り入れた活動をしたり、大学生グループによる学習指導があったりしたため興味深く参加することができた。 4 スタッフ等は子供を預かる責任感の中で安全に配慮し日々活動することができた。(スタッフ8名、ボランティア12名(保護者等))
	960	480	A	A	A	B	子供たちが安心して過ごせる環境づくりに地域で取り組むこの事業は、地域の課題解決を目指した事業として高く評価できます。H31年度からは市委託事業として運営されます。今後も子どもと地域、学校を結ぶコミュニティが育まれることを期待します。
6	ミュージカル「森林は未来への贈り物」創作体験事業		「龍水の都」文化体験プログラム実行委員会 (まちづくり推進課)				1 ミュージカル「森林は未来への贈り物」創作体験事業 (1) 事業実施期間:平成31年1月6日(日)～3月29日(金) (2) 実施場所:天竜壬生ホール及び光明ふれあいセンター (3) 体験活動:演技・楽曲練習、ダンス練習 10回 公演本番1回 2 ミュージカル「森林は未来への贈り物」公演 (1) 日 時:平成31年3月29日(金) 開演19時 (2) 会 場:天竜壬生ホール (3) 出演者:57人 (4) 入場者:258人、スタッフ:22人
	1,399	559	A	A	A	B	地域資源の恵みや大切さを伝えようと取り組んだこの事業の意義は高く、多くの関心を集めたことは評価できます。今後、この事業が継続され、新たな人材の育成、「森林」と「まち」とが共生する社会の実現につながることを期待します。

評価のポイント（助成事業）

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

1) 天竜区らしさ

事業の実施にあたり、天竜区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。

2) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

3) 財政支援の必要性

市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

4) 費用対効果

事業実施により得られる効果と、かかる経費のバランスは適切か。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループで、提案時点において市税の未納がない団体をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業
区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限

までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみが可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

（候補事業の検討）

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。

3 前2項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

（実施予定事業の決定）

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

（事業の実施）

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）に基づき行う。

(2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

（事後評価）

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

（中間評価）

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

（公表）

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い



地域力向上事業提案募集

地域力向上事業は、地域で抱えている課題を解決したり、地域の魅力を活用したりすることで、住みよい地域社会の実現を目指す事業です。

実施する団体からの提案に基づき、地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」により、補助金を交付します。

◎応募資格

市内に住所を有する、または市内で活動する3人以上の団体

◎対象事業

- 1 地域コミュニティづくりに関する事業
- 2 安全・安心な地域づくりに関する事業
- 3 生活改善および生活環境の向上に関する事業
- 4 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- 5 健康・福祉の向上に関する事業
- 6 地域の特性を生かしたまちづくり事業

◎補助金額

補助対象経費の2分の1以内(上限200万円)

◎応募

随時、募集しています。ご相談ください。

◎事前相談問い合わせ

提案書を提出する前に、春野・佐久間・水窪・龍山・二俣の各協働センター、または区振興課へ相談してください。

- | | |
|------------|-----------|
| ○春野協働センター | ☎983-0001 |
| ○佐久間協働センター | ☎966-0001 |
| ○水窪協働センター | ☎982-0001 |
| ○龍山協働センター | ☎966-2111 |
| ○二俣協働センター | ☎926-1244 |
| ○区振興課 | ☎922-0013 |

※詳しくは、市ホームページで確認してください。

【資料 3】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	天竜区協議会委員の補充について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【背景】 4月24日付けで、天竜区協議会委員1名から4月30日をもって天竜区協議会委員を辞任する届が提出された。</p> <p>【現状】 何らかの理由により区協議会委員が欠けた場合には、新たに区協議会委員を補充することができる。ただし、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第5条第1項において、天竜区協議会委員の定数は25人以内としてあることから、補充せずに欠員のままとすることも可能である。</p>
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 委員補充の可否について、協議いただく。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	天竜区 区振興課

委員補充を想定したスケジュール

(日程は目安です)

